

ID: 3062

担当部署: 産業課

処分の概要	販売禁止鳥獣等の販売の許可及び販売許可証の交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第1項及び第5項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第24条第1項、第2項及び第5項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可)</p> <p>第24条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、第11項において準用する第19条第2項の申請があったときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>(2) 販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、販売許可証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日